



土屋 武雄 議員

質問

農地の大区画化等を進めては

町長

機運の高まりがあれば支援する

質問 農地の大区画化・汎用化・畑地灌漑等圃場整備事業の該当事業名、事業主体は。

農林土木課長 農業競争力強化、中間管理機構関連農地整備事業の二つだ。いずれも、県営事業である。

質問 事業を導入した場合、受益者負担はどうなるのか。

農林土木課長 国費が55%、県費27.5%、町費10%、農家負担7.5%というのが基本だ。

しかし、負担軽減措置が加わり、実質0%になる可能性があり、有利な事業といえる。採択要件が生産コスト大幅削減畑作物への取り組み等のハードルが高

く、やや取り組みにくい事業である。

質問 反当高所得に繋がる再圃場整備を進めるため、近い将来事業施行を導入する気はないか。

町長 事業実施には地元合意が必要である。もし集落でそのような機運の高まりがあれば町としても積極的に支援する。



安田圃場整備地内

先進地の圃場(安来市) 中央部に連なるハウスではアスパラガス栽培が行なわれている

農業災害補償法の改正について

質問 農業共済制度の見直しによる、改正点及び新収入保険等はどうなったか。

農業振興課長 自然災害による減収枠が対象で品目も限定的であったものを、新収入保険制度では品目にとらわれず、経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応するものである。

質問 危険段階別共済掛金率の設定による改正点は。

農業振興課長 奥出雲町の各地区ごとに被害率をもとに危険段階区分が設定され、新制度農業者ごとの被害発生状況に依じた被害率をもとに41区分の危険段階別共済掛金率を設定する。その掛金率はまだ未定である。

畑作物、果樹、農作物共済の改正点は、平成34年から一筆方式の廃止。水稲については、地域インデックス方式が新設され、併せて一筆半損特例が新設される。

園芸施設共済は、